

Ⅶ 免税事業者の方に留意していただきたい事項

消費税の納税義務が免除され、申告の必要がない免税事業者であっても、軽減税率の対象品目の取扱いがある場合には、留意していただきたい事項があります。

また、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける際の手続についても、同じく留意していただきたい事項があります。

この章では、これらの事項をまとめています。

(1) 区分記載請求書等保存方式への対応等

課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿及び区分経理に対応した区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。他方、免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除の適用を受けることはありませんが、課税事業者との取引に際しては、区分記載請求書の交付などの対応が必要になる場合があります。

したがって、課税事業者に対して飲食料品等を販売する場合には、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載のある区分記載請求書（記載事項はP28参照）の交付を求められることがあります。

■ 免税事業者も区分記載請求書の交付などの対応を求められることがあります。

